マルチメディア製品ユーザー許諾

ソフトフェア、文書、その他のあらゆるデジタルメディアおよびゲームに関連するその他の要素（これらを総称して「**マルチメディア製品**」と称します）を含むゲームを、いかなる形式にいおいてもダウンロードならびに使用する前に、お客様（以下「**ユーザー**」）および BIGBEN INTERACTIVE SA（以下「**BIGBEN INTERACTIVE**」）との間に交わされる本条件書（以下「**許諾**」）を熟読してください。

「受諾する」（クリックラップ）ボックスにチェックを入れてマルチメディア製品のダウンロードおよび/または使用を開始した時点で、ユーザーは許諾への同意と受諾を行ったものと見なされます。ユーザーが許諾で定める項目への同意を拒否する場合、マルチメディア製品のダウンロードおよび/または使用はいかなる形式においても行えません。

この許諾の条項は、ユーザーに特定の権利を与える可能性のある適用法の矯正条項に従って規定されています。

1. 許諾

Bigben Interactive はユーザーに対し、法的な著作権保護期間の間、世界中で、厳密な私的利用の下、本条件書の項目に定めるところにより、マルチメディア製品をダウンロードおよび使用するための非独占的かつ譲渡不能な許諾を付与します。マルチメディア製品をユーザーへ販売することは、いかなる形式においても認められません。

2. マルチメディア製品の所有者およびその権利

本許諾はマルチメディア製品の所有者およびその権利を付与するものではなく、それらは Bigben Interactive に帰属します。したがって、マルチメディア製品の知的財産権をユーザーに譲渡することは、いかなる形式においてもありません。

ユーザーは、マルチメディア製品、および商標権、特許、デザイン、モデル、データベース上の特別権（*sui generis* rights）、著作権、専門知識、企業秘密ならびにそれらに関するすべての要求などを含むその要素（マルチメディア内のタイトル、コンピュータコード、テーマ、キャラクター、キャラクター名、構想、ストーリー、会話文、地名、コンセプト、画像、写真、アニメーション、映像、音楽および文字列を含む）は Bigben Interactive（またはその被許諾者）の独占的財産であり、フランスの規制およびその他の国際法、条約と知的財産および工業財産に関連する協定によって保護されています。

3. マルチメディア製品の使用

ユーザーはマルチメディアの使用に関し、製品に付されている説明または指示に従う形での使用を認められます。許諾は厳密な私的利用に限定され、非商用利用においてのみ付与されます。

以下の行為については、適用法の強制条項（および特にフランス知的財産法の L.122-6-1 項）および/または Bigben Interactive（またはその被許諾者）からの承認がないかぎり、明示的に禁止されるものとします。

1. マルチメディア製品、特に内包されるソフトウェアの複製（ただしソフトウェアの使用メンテナンスのために必要とされるセーブコピーの作成は除くものとする）。
2. マルチメディア製品またはその構成要素の、あらゆる形式での商用利用（販売、譲渡、貸与、許諾、リースなど）。
3. 公序良俗ならびに施工中の法令に違反する方法でのマルチメディア製品の使用。
4. マルチメディア製品またはその構成要素の改ざん、あるいはこれを利用した派生作品の作成。
5. マルチメディア製品およびその構成要素、ならびに関連するデジタル著作権管理システムの技術的保護手段の改ざん、回避、もしくは削除。
6. ユーザーまたはユーザーが選択した第三者による、マルチメディア製品のソフトウェアの潜在的なエラー、異常、およびバグの修正。
7. 電子通信ネットワーク（電話、インターネット、セットトップボックス、スマートテレビを含むがこれに限定されない）を含むいずれかの手段を介したマルチメディア製品またはその構成要素の共有あるいは送信。
8. 相互運用性の目的の如何に関わらず、マルチメディア製品のデコンパイル、リバースエンジニアリング、またはディスアセンブル。

ユーザーは、取得したマルチメディア製品あるいはその構成要素のいずれか（存在する場合、マルチメディア製品のアクティベーションコードを含む）を、いかなる手段（電子通信ネットワークを介したダウンロードを含む）においても譲渡、販売、再販売、二次許諾、貸与、もしくは利用可能にすることはできません。

4. 更新

Bigben Interactive はマルチメディア製品ソフトウェアの更新、アップグレードあるいは新バージョン（以下総称して「**更新**」）の提供を行う責務を負いません。ただし、Bigben Interactive がユーザーに対して更新を提供する状況においては、ユーザーは本許諾の項目に従って提供される更新の使用を可能とする、以前のバージョンの有効な許諾を占有している必要があります。また、ユーザーは、Bigben Interactive が旧バージョンのサポート停止または削減を、ただちにか否かを問わず行う権利を有することを認識し、同意するものとします。したがってユーザーは、Bigben Interactive の保証を完全に活用するために提供された更新のダウンロードおよび使用に同意します。

5. 許諾の発効と終了

マルチメディア製品が初めて使用された時点で、ただちに許諾は発効します。

ユーザーがライセンスにおける深刻な義務の侵害、または許諾の利用規約ならびに条件に不可欠な義務の侵害を犯した場合、Bigben Interactive は通知を行うことなく、自動的かつ正当に許諾を終了します。ユーザーがマルチメディアならびにその構成要素のすべてを破壊および/またはアンインストールした場合、許諾はユーザーによって自動的かつ正当に終了されます。

6. 保証

6.1 商用保証。Bigben Interactiveは、当該マルチメディア製品がユーザーに対して完全な満足および娯楽を提供することを保証するため、インタラクティブエンターテイメントに関するすべての専門知識を使用しています。

ただし、製品の購入日から起算して 90 日以内に、通常の使用条件下でマルチメディア製品の初期不良、説明に記載されている機能および技術特性に準拠していないことが判明した場合、下記に定める規約および条件に従い、Bigben Interactive は可能な場合マルチメディア製品の無料交換に同意します（不可能な場合は購入時の価格での全額返金）。

マルチメディアの初期不良品の交換（または可能な場合、返金）に際して、ユーザーは以下の手順に従う必要があります。

1) Bigben Interactive のテクニカルサポートへの問い合わせ。マルチメディア製品の問題について詳細な説明を受けたあと、Bigben Interactive は製品が初期不良品であるか否かを確認します。

2) Bigben Interactive によって確認がなされた場合、Bigben Interactive はユーザーに対し、マルチメディア製品の新規コピーを、追加料金を発生させることなくダウンロードする（あるいは可能な場合、可及的速やかにマルチメディアの物理コピーの郵送、もしくは購入時価格の返金を行う）ことを許諾します。

Bigben Interactive は、上記の規約にしたがってマルチメディア製品に関連するアクティベーションコードが返還された場合、アクティベーションコードの削除を行う権利を留保します。

6.2 法的保証。上記に定める商用保証に関わらず、マルチメディア製品の販売者は適用可能な法的保証、特にフランス領土に居住するユーザーに対しては、製品の契約への不適合および潜在的な欠陥の内包可能性について、消費者法条項 L.211-4 項および民法条項 1641 から 1649 項のそれぞれに拘束されることに留意するものとします。保証の詳細については、付記 1 にて提供しています。

7. 限定保証

マルチメディア製品は「あるがまま」の状態で提供され、本許諾の条項 6 で定義された状態を除き、保証がなされないものとします。特に Bigben Interactive は、マルチメディア製品の継続的またはエラー無しの運用、あるいはエラー修正について保証を行いません。

ユーザーは、マルチメディア製品の使用に際して、利用可能な最新バージョンの最低スペックに満たない、あるいは指示に従わない使用については、自己責任とリスクを負うことを明示的に同意するものとします。したがって、ユーザーの不適切な利用、あるいは不可抗力の結果によって結果あるいはコンプライアンス違反が認められた場合、Bigben Interactive は条項 6 で定義された保証を行う責務を負いません。

これにより、適用法により課される制限内で、Bigben Interactive はマルチメディア製品の市場価値、ユーザーへの満足度提供、特定の目的に対する適合性、あるいは非侵害に関する保証を除外するものとします。

8. 責任

Bigben Interactive は、（1）マルチメディア製品の使用あるいは使用不能性、（2）マルチメディア製品またはサポートされていない旧バージョンの不適切な使用あるいは操作、（3）データまたは情報の損失あるいは変更、および/または（4）マルチメディア製品の占有または使用の結果生じた収入あるいはビジネスへの損失によって生じた、間接的、偶発的、特殊的、付随的、またはその他の損害について、潜在的な存在の可能性が予め通知されていたか否かに関わらず、いかなる状況下においてもこれらに対する責任を負わないものとします。

特に Bigben Interactive は、説明書に記載されている注意事項を無視する形で行われたマルチメディア製品の使用に関連するすべての責任を拒否するものとします。

ユーザーはマルチメディア製品の修復および/または修正費用を負い、同時に利益の損失、データの損失または変更、エラー、商用常用の損失、あるいはマルチメディアの所有または使用に起因するその他の損失に関するすべてのリスクを負うものとします。

いかなる状態においても、Bigben Interactive が負う責任は、マルチメディア製品の購入時価格を上回ることはありません。

9. ユーザー生成コンテンツ

マルチメディア製品はユーザーに対し、コンテンツの作成およびそのコンテンツの第三者との共有を許可します。これにより、ユーザーはすべての適用法および制限を尊重することに同意するものとします。

特にユーザーは、生成したコンテンツが以下の一部またはすべてに該当しないことに同意します。

- 適用法または制限に違反する。
- 暴力を奨励または賛美する。特に、コンテンツは暴力、拷問、あるいは切断などについて不要なシーンを描写してはなりません。
- 直接的か否かに関わらない性的コンテンツ、あるいは性的興奮の惹起を目的として設計されたコンテンツを描写する。コンテンツは性的コンテンツにおける暴力、苦悶、あるいは屈辱の描写、奨励、または称賛してはなりません。いかなる状況においても、性的コンテンツ内で未成年者を描写する。
- 暴力または虐待的なコンテンツで未成年者を描写する。
- 明示的か暗示的かに関わらず、薬物、アルコールまたはタバコを奨励または賛美する。
- 人種、民族、性別、信仰、あるいは国籍、または肉体的特長、もしくは身体や精神的障碍に関するステレオタイプを奨励、容認、または促進する。
- 人種、民族、国籍、性別、障碍、肉体的特長、信仰、年齢または性的指向に対する不寛容、差別あるいは偏見を奨励、容認、または促進する。
- 信仰的なシンボル、信条、文体あるいは礼拝所を否定的あるいは無礼的に使用する。
- 個人または団体を挑発し怒らせる。コンテンツは侮辱的表現、わいせつ的表現、俗悪な表現、嫌がらせ、あるいは個人または団体に対する攻撃的なあらゆる表現を含んではなりません。コンテンツが個人の権利、特にプライバシー権を侵害する。
- 虚偽、誤解を招く、あるいは中傷的な情報を含む。
- 第三者を宣伝する。
- Bigben Interactive に対する中傷やそれに類するコンテンツ、あるいはその評判や信用を危険に晒すように設計されたコンテンツを含む。
- コンテンツは Bigben Interactive によって承認または施行されます。

上記の規則を尊重しないユーザー生成コンテンツに対し、Bigben Interactive はこれらのすべてを削除する権利を留保します。

10. 準拠法の管轄

本許諾は、法の抵触に関する規則を除き、フランス法に従います。許諾の作成、解釈、実行または終了に関連する紛争が発生した場合、フランス法に基づくフランスの裁判所は、緊急あるいは複数の被告を有した場合においても単独の管轄権を有します。

付記 1：法的保証

フランス消費者法 第 L.211-4 条：「売り手は、契約に従った製品を納入することが義務付けられており、納品時に存在する適合性の欠如に対して責任を負う。さらに彼は、梱包もしくは組立説明書、または設置（彼が責任を負う場合または彼の責任の下で実施された場合）に起因する適合性の欠如についても責任を負う。」

フランス消費者法 第 L.211-5 条：「契約に従うため、製品は以下の条件を満たす必要がある。1.そのような製品に通常付随する目的に適しており、該当する場合：

- 売り手によって与えられた説明に一致し、売り手がサンプルまたはモデルの形で買い手に提示した機能を有する。

- 買い手が広告およびラベルを含む売り手、製造者または販売員による公式声明を考慮したときに合理的に期待するところの機能を有する。2.または当事者間の相互合意によって定義された機能を有するか、または売り手が知っていて同意した買い手の特別な要件に適している。」

フランス消費者法 第 L.211-8 条：「買い手は、製品が契約に適合することを要求する権利を有する。これに関わらず、買い手が契約を締結した時点で買い手が認識していた、あるいはその時点で知り得なかった欠陥を起動させることによる適合性の異議について、買い手はこれを唱えることができないものとする。買い手が自ら提供した材料に起因する欠陥の場合も、同様に適用される。

フランス消費者法 第 L.211-9 条：「適合性に異議が生じた場合、買い手は製品の修理あるいは交換の選択が行えるものとする。これに関わらず、製品の価値または欠陥の深刻度を考慮し、買い手の選択がその他の選択肢と比較して明らかに不釣り合いなコストを生じさせる場合、売り手は買い手の選択に従って手続きを進めなくても良いこととする。その場合売り手は、もしそれが不可能であると立証されない限り、買い手によって選択されなかった選択肢に従って手続きを進める必要が生じる。」

フランス消費者法 第 L.211-10 条：「製品の修理または交換のいずれも不可能である場合、買い手は製品と製品を購入した証明を返還し、購入時に発生した製品の価格の返金を受け取ることができる。買い手は同様の選択肢を有する：1.L211-9 条に従って要求、提案、あるいは合意された解決策が、買い手が請求を行ってから 1 か月以内に実行できない場合。2.あるいは、製品の性質と買い手の意図した用途を考慮し、買い手にとって多大な不便なしにその解決策を実行できない場合。ただし、適合性の欠如が軽微である場合、販売契約のキャンセルは行なえないものとする。」

フランス消費者法 第 L.211-11 条：「L.211-9 および L.211-10 条の条項は、買い手に無料で適用される。これらの同様の規定は、損害賠償の授与を妨げない。」

フランス消費者法 第 L.211-12 条：「適合性の欠如に起因する訴訟は、製品の納品から2年後に失効する。」

フランス民法典 第 1641 条「売り手は、売られた製品の、その意図された用途には不適当な、または買い手が事前に知っていれば購入しなかったであろう程度、もしくはより安い対価を支払ったであろう程度に使用を阻害するような潜在的な欠陥を理由とする保証に拘束される。」

フランス民法典 第 1643 条：「売り手は、たとえそれを知らなかったときでも、隠れた瑕疵について責任を負わなければならない。但し、この場合においても、売り手がいかなる担保責任も負わないと取り決めたときはこの限りではない。」

フランス民法典 第 1644 条「第 1641 条および 1643 条の場合において、買い手は、物の返還および価格を引き下げるか、または物を残して鑑定人により判定された価格の一部を返還させるかを選択することができる。」

フランス民法典 第 1648 条第 1 項：「取引を無効にする欠陥に起因する訴訟は、欠陥の発見から2年以内に買い手によって提起されなければならない。」